

企業版ふるさと納税の活用推進に関する連携協定書

稲沢市（以下「甲」という。）、稲沢商工会議所（以下「乙」という。）は、次のとおり企業版ふるさと納税の活用推進に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙が相互に連携し、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用した寄附の促進を図ることにより、稲沢市の地域活性化及び持続可能なまちづくりの推進に資することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲、乙は、本協定の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力して取り組むものとする。

- （1）企業版ふるさと納税制度を活用した寄附のマッチングに関すること
- （2）企業版ふるさと納税制度の周知及び広報に関すること
- （3）その他必要と認められる事項

2 前項の事項の実施に当たり、甲、乙は、必要に応じて協議を行う。

3 前2項に関する具体的な内容、実施期間、方法及び費用負担等は、別途締結する契約書等により定める。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1カ月前までに甲、乙のいずれからも解除の申し出がない場合は、期間満了日の翌日から1年間、同一条件で自動的に延長されるものとし、以降も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙は、本協定に基づく事業の実施に当たり、相手方から開示された技術上又は業務上の情報であって、開示した当事者が秘密として取り扱うことを求めたもの（以下「機密情報」という。）を、当該当事者の事前の書面（電磁的記録を含む。）による承諾なく第三者に開示し、若しくは漏えいし、又は本協定の目的以外

に利用してはならない。

2 前項の規定は、本協定終了後も有効に存続する。

3 次の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報に該当しない。

- （1）公知の情報
- （2）当事者の責によらず公知となった情報
- （3）法令又は条例に基づき開示が義務付けられている情報

4 前項にかかわらず、甲に対し法令又は条例に基づく開示請求があった場合は、甲は当該法令又は条例の定めに従い対応するものとし、必要に応じて乙に通知する。

（協定の変更及び解除）

第5条 甲、乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出た場合は、協議の上、これを決定する。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上各自1通を保有する。

令和8年7月3日

甲 愛知県稲沢市稲府町1番地
稲沢市
稲沢市長

加藤錠司郎 印

乙 愛知県稲沢市朝府町15番20号
稲沢商工会議所
会頭

池戸賢治 印